

奥出雲町学校再編統合推進委員会設置要綱

（令和 4 年 5 月 2 5 日）
奥出雲町教育委員会告示第 1 0 号

（趣旨）

第 1 条 この告示は、奥出雲町立小学校の再編統合を円滑に推進するため、再編統合に関する諸課題を協議する学校再編統合推進委員会（以下「推進委員会」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（推進委員会の設置）

第 2 条 推進委員会は、再編統合の枠組みごとに設置するものとする。

2 推進委員会の設置期間は、推進委員会の設置の日から再編統合準備に関する事務が終了する日までとする。

（所掌事務）

第 3 条 推進委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 学校の名称、校歌、校章等に関する事。
- (2) 式典行事に関する事。
- (3) 通学体制に関する事。
- (4) 放課後児童クラブ等に関する事。
- (5) P T A、後援会等の組織に関する事。
- (6) 制服、体操服等に関する事。
- (7) 学校運営方針、教育目標、教育課程及び学校行事に関する事。
- (8) 学校の組織、児童会等に関する事。
- (9) 合同学習に関する事。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、再編統合準備に必要な事項に関する事。

（組織）

第 4 条 推進委員会の委員及び委員の数は、再編統合の対象となる学校及び地区ごとに次に掲げるところによるものとし、推進委員会の委員は、教育長が委嘱する。

- (1) 地区代表者 再編統合の対象となる地区ごとに 2 名程度
- (2) 児童の保護者代表者 再編統合の対象となる学校ごとに 3 名程度

(3) 学校代表者 再編統合の対象となる学校ごとに1名程度

(4) 教育長が必要と認める者 教育長が必要と認める数

2 委員の任期は、第2条第2項に規定する推進委員会の設置期間とする。
(会長及び副会長)

第5条 推進委員会には、会長及び副会長を置く。

2 会長は、教育長をもって充てる。

3 副会長は、各校区の代表者をもって充てる。

4 会長は、会務を総理し、推進委員会を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 推進委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことはできない。

(部会)

第7条 推進委員会は、必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会の構成員は、推進委員会において別に定める。

3 部会の種類及び調査検討事項は、別表のとおりとする。ただし、推進委員会は、必要に応じて、これを変更することができる。

4 部会には、部会長を置き、部会長は部会に属する委員のうちから互選する。

5 部会長は、部会の事務を掌理し、必要に応じて調査検討結果を推進委員会に報告する。

(庶務)

第8条 推進委員会の庶務は、教育長が指定する課において処理する。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年5月25日から施行する。

別表(第7条関係)

部会名	調査検討事項
総務部会	1 学校の名称、校歌、校章等に関する事。 2 式典行事に関する事。
通学部会	1 通学体制に関する事。 (1) 通学路、通学の方法、安全対策等 (2) スクールバスの運行計画等 2 放課後児童クラブ等に関する事。
P T A 部会	1 P T A の組織運営に関する事。 (1) 組織編成 (2) 規約の起案 (3) 役員を選出方法 (4) 運営計画の立案 2 制服、体操服等に関する事。
学校部会(教育課程等)	1 学校運営方針及び教育目標に関する事。 2 教育課程の編成に関する事。 3 学校行事に関する事。 4 地域との関わりに関する事。 5 学校の組織に関する事。 6 児童会に関する事。 7 合同学習に関する事。 8 後援会等に関する事。